

平成24年第1回教育委員会臨時会記録

平成24年1月27日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成24年1月27日(金) 午前10時00分～午前10時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
 委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
 教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育部 教育改革担当長 渡辺 均
 教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進
 教育人事企画課長 佐藤 浩 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士
 教育改革推進課長 齊藤 俊朗 学校適正配置担当課長 幸内 正治
 学務課長 日暮 修通 社会教育スポーツ課長 植田 敏郎
 郷土博物館長 皆川 武人 済美教育一長 玉山 雅夫
 済美教育一長 田中 稔 済美教育一長 末久 秀子
 済美教育一長 飯塚 善行 中央図書館長 本橋 正敏
 統括指導主事 特命事項担当副参事 (子供園担当副参事) 寺井 茂樹

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 佐野 太一
 担当書記 島崎 和也

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第2号 杉並区立子供園条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 平成23年度杉並区一般会計補正予算(第4号)
- 議案第8号 平成24年度杉並区一般会計予算

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第2号 杉並区立子供園条例の一部を改正する条例	4
議案第3号 杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例	5
議案第4号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例	5
議案第5号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第6号 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び 杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例の一部を 改正する条例	8
議案第7号 平成23年度杉並区一般会計補正予算（第4号）	9
議案第8号 平成24年度杉並区一般会計予算	10

委員長 ただいまから、平成24年第1回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が7件となっております。

日程第1、議案第2号から日程第7、議案第8号までのすべての議案は、平成24年第1回区議会定例会の提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条により、本日の会議を非公開といたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろうしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、日程第1から日程第7、議案第2号から議案第8号までにつきましては、会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第2号「杉並区立子供園条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

区では、幼児の健やかな育成を図るため、6カ所の区立幼稚園を幼児期における教育及び保育を一体的に実施する幼児育成施設として、区立子供園に転換することとしまして、平成22年度及び平成23年度に、それぞれ2カ所ずつ4カ所の子供園を設置したところでございます。

この度、残りの2カ所の高井戸西幼稚園及び西荻北幼稚園につきまして、必要な環境整備等を実施し、平成25年度に子供園とすることに伴いまして、子供園の名称及び位置を定める等の必要があることから、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案の本文をご覧ください。

子供園の名称及び位置を定める別表第1に、杉並区立高井戸西子供園及び杉並区立西荻北子供園を加えるものでございます。

附則でございますが、施行期日は一部を除きまして平成25年4月1日とし、この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとする旨の経過措置を定める他、すべての幼稚園が子供園に転換されることに伴いまして、関連する条例の改正等を行うこととしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは、ただいまご説明がございましたが、ご質問、ご意見がございましたでしょうか。

宮坂委員 よろしいですか。ちょっと基本的なことなんですが、幼稚園と子供園の職員、先生の資格というのは、今どうなっているのでしょうか。従来ですと、幼稚園は文科省でしたね。それから、保育園は厚労省の方から出ていたと思うんですけども、資格ですか。子供園になった場合どうなるのでしょうか。

庶務課長 現在の子供園は、幼稚園として設置認可を受けてございますので、基本的には幼稚園教諭を配置しています。ただ、長い時間の保育が必要になってございますので、保育士についてもあわせて配置をしているところでございます。

宮坂委員 配置しているというか、配置しなければいけないんですね。

庶務課長 長時間保育にかかわりましては、幼稚園教諭は携われませんので、保育士を配置しているということでございます。

宮坂委員 余計なことかもしれませんが、私立幼稚園でもって、そういう子供園というものはあるのでしょうか、今現在。

特命事項担当副参事 私立幼稚園でいわゆる国の制度であります、認定こども園というものは、区内に2カ所開設してございます。

宮坂委員 ありがとうございます。

委員長 それでは、ただいまの議案についてよろしゅうございましょうか。特に異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、この件につきましては原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第3号「杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例」、日程第3、議案第4号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」、以上2件につきましては、同様の趣旨で改正する案件であることから、議案を一括上程して審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第3号及び議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

杉並区立郷土博物館運営協議会及び杉並区立図書館協議会の委員は、平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

の整備に関する法律第18条及び第19条によりまして、博物館法及び図書館法の一部が改正されまして、平成24年4月1日から両協議会の委員の任命の基準は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。このことに伴いまして、郷土博物館運営協議会及び図書館協議会の委員の任命の基準を杉並区立郷土博物館条例及び杉並区立図書館条例に定める必要があるため、これらの条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案第3号「杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例」の新旧対照表をご覧ください。

平成23年12月1日に文部科学省令である博物館法施行規則の一部が改正され、博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるにあたって、参酌すべき基準として、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとすることが定められたことから、この基準を参酌し、同条第6条第2項のとおり定めることとしたものでございます。

続きまして、議案第4号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」の新旧対照表をご覧ください。

同様に文部科学省令でございます図書館法施行規則の一部が改正されまして、図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準として、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとすることが定められたことから、この基準を参酌し、第7条のとおり定めることとしたものでございます。

最後に、施行期日ですが、両議案とも平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまの一括上程されました2議案につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。ありましたら、議案番号を言ってからお述べください。

對馬委員 いいですか。

委員長 どうぞ。

對馬委員 両方内容が同じなのはわかるんですけども、人数の中身の内容が大分違うかなという気がしまして、郷土博物館の方が学識経験のある方が7名以内、図書館の方は区民3名以内という項目が(4)でありますね。郷土博物館はないし。そういうようなことは、性格が違うということなんだろうとは思いますが。

庶務課長 郷土博物館の場合は、その性質上、やはり学識経験の方を中心にメンバー

構成をしていると。それから、図書館の場合には、当然、ご利用なさる方の意見をちょうだいしたいということで、区民という限りはございますけれども、現在、公募で募集をしているという、現在の規定をそのまま条例の方に持ってきているものでございます。

委員長 他に何かございますか。

田中委員 任期は両方とも2年でしたっけ、3年でしたっけ。

中央図書館長 図書館の方、2年です。

郷土博物館長 郷土博物館も2年です。

委員長 郷土博物館は前から協議会で、今度も協議会ですが、図書館は委員会だったんですね。それが今度協議会に変わるわけですね。

庶務課長 図書館も協議会でございます。

委員長 委員の定数の問題だけですか、これは。旧条例というのの。この図書館条例の一部改正、旧条例と新条例の対照表では、協議会の組織、委員の定数というところで、委員の定数というのはなくなくなって、協議会の組織に統合されているわけですね。

庶務課長 はい、そうです。

委員長 それで、この両方とも今度は組織の内容について委員が、どういう方が委員になるかというのが定められておりますけれども、従来そういう定めがなくても、事実上はこのような区分になっていたのかな。

庶務課長 それぞれの協議会の設置規則の方で、この構成メンバーについては定めてございました。これを今回、条例の方で定めると。

委員長 わかりました。それじゃ、その設置規則というのとはなくなるわけですね。

庶務課長 設置規則はございます。

委員長 こういう人員を決めているようなものだけを省くということで。

庶務課長 そこについては別途、規則改正を行う予定でございます。

委員長 わかりました。

それでは、この2案につきまして、他に何も異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次は、日程第4、議案第5号「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する

条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災によりまして、関根文化公園プールに甚大な被害が生じたところですが、区では震災によるプール本体の被害が大きく、その修繕に当たっては相当な費用を要する見込みであること、関根文化公園プールを使用しないこととした場合でも、近隣のプールの活用により、代替を図ることが可能であること等から、関根文化公園プールの修繕工事を行わないことといたしてございます。このことに伴いまして、関根文化公園プールを廃止する必要があるため、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものです。

改正の内容でございますが、教育委員会が管理する公園施設の名称及び位置を定める別表第2及び公園施設の使用料を定める別表第3から関根文化公園プールに係る規定を削ることとしてございます。

最後に、施行期日ですが、平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございませうか。

宮坂委員 よろしいですか、廃止するにあたって、特に反対というのはなかったんですか。数は少ないにしても、一部でもあったかどうか。全くなかったんですか。

社会教育スポーツ課長 12月27日に地域の方の説明会を行いました。また、近隣の小学校にもチラシを配布いたしまして、廃止に反対だというご意見はゼロでございませう。

宮坂委員 ゼロですか。

委員長 他に何かございますか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、特に異議がありませんので、この議案第5号につきましても原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第5、議案第6号「公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

平成18年6月、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度が改められ、公益目的事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人及び一般財団法人について、公益社団法人及び公益財団法人に認定する制度が創設され、従来の社団法人及び財団法人は、平成25年11月までに新制度による公益法人に移行すること等が求められておりました。区では、区が基本財産を出資した財団法人につきまして、対応を検討してきたところでございますが、この度、財団法人杉並区スポーツ振興財団は、社会的信用及び税制面での利点等を考慮しまして、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団に移行すること等といたしました。このことに伴いまして、職員を派遣する団体の名称を改める等の必要があることから、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

なお、関連する2件の条例を条立てで改正することとしてございます。

改正の内容でございますが、第1条は公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正するもので、任命権者が職員を派遣することができる団体の名称を「公益財団法人杉並区スポーツ振興財団」に改めることとしてございます。

第2条は、杉並区特例財団法人に対する助成に関する条例の一部を改正するもので、区が助成を行う法人に公益財団法人を加え、題名を杉並区公益財団法人等に対する助成に関する条例に改め、区が助成を行う法人を定める別表中の名称を「公益財団法人杉並区スポーツ振興財団」に改めることとしてございます。

最後に、施行期日ですが、規則で定める日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

施行期日というのは、最終的に許可がおりたという段階のことですか。

庶務課長 許可がおりてからとなります。

委員長 その日から25日の新しい制度に移るまでの間は、従来どおりやっていくということですか。

社会教育スポーツ課長 そのとおりでございます。一応予定としては3月中旬ごろに出る予定でございます。4月1日からの公益財団法人ということを用意しております。

委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、特に異議はございませうでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がございませんので、議案第6号につきましては、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第6、議案第7号「平成23年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第7号「平成23年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」につきまして、ご説明をいたします。

議案を2枚おめくりいただきまして、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算が8事業、地方債の変更が4件でございます。

まず、歳入歳出予算でございますが、事務事業名、「小学校の施設整備」と「中学校の施設整備」につきましては、事業実績による減、「小学校空調設備整備」と「大宮前体育館の移転改築」、「高井戸温水プールの改修」につきましては契約実績による減、「私立幼稚園等教育支援」につきましては、園児保護者への補助金支給実績の減でございます。また、「統合校の施設整備」と「井草中学校の改築」は、地方債の充当額を減額したことによる財源更正でございます。

1ページおめくりいただきますと、教育費全体の補正前の額、今回の3億6,500万円の減額を行った補正後の額が記載されてございます。

次のページにまいりまして、3ページ目でございますが、地方債の補正でございます。「統合校の施設整備」外3事業でございます。起債の発行許可額にあわせ、それぞれ限度額を減額してございます。

議案第7号につきましてはの説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましょうか。ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第7号につきまして、原案のとおり異議なく可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして最後に、日程第7、議案第8号「平成24年度杉並区一般会計予算」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第8号「平成24年度杉並区一般会計予算」について、ご説明をいたします。

平成24年度予算は、「質の高い住宅都市「杉並」に向けてスタートする予算」として編成をさせていただきます。

議案3枚目の予算概要の表紙をおめくりいただきまして、1ページ、予算編成に関する基本方針をご覧ください。

当該予算編成にあたりましては、新たな基本構想・総合計画がスタートする年であることから、経費の見積もりにあたっては、新たな総合計画との整合を図ること、厳しい景気状況や震災後の社会状況など、区民生活を取り巻く環境変化や地域の実情等を十分に把握し、地域や区民ニーズを見極め、時宜を逸することなく、必要な施策展開に努めるとともに、行政評価や杉並版事業仕分けに留意し、徹底した精査・検証を行い、必要な経費を見積もる等としてさせていただきます。

次に、5ページをご覧ください。

一般会計当初予算の款別集計表でございます。区全体では、1,546億5,900万円、前年度比3.9%の増となっております。

7款は教育費でございます。教育費につきましては、155億円余でございます。前年度比で9.5%のマイナスとなっております。これは昨年度の小中学校空調設備整備に係る経費の減、井草中学校改築経費の減等によるものでございます。

続いて、6ページ債務負担行為でございます。

工事が複数年にわたる表記の2事業につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、7ページの地方債でございますが、表記の4事業につきまして、事業の充当財源としまして地方債を発行するものでございます。限度額等は記載のとおりでございます。

続きまして、教育費の主な内容につきまして、11ページ以降の資料でご説明をいたします。

まず、新規事業でございます。

「統合校開校準備」でございますが、平成25年4月に永福南小学校と永福小学校の統合校が開校する予定でございますので、その準備経費と記念式典に係る経費を計上してございます。

次に、「（仮称）スポーツ推進計画」では、スポーツ振興に関連する施策・事業

の相互連携を図り、効果的・効率的に施策を推進するための計画を策定するため、今年度は基礎調査等の経費を計上してございます。

12ページにまいりまして、投資事業でございますが、「高井戸第二小学校の改築」では、平成24年10月から26年3月までの工期で、建設工事に着手をいたします。

次に、「統合校の施設整備」ですが、平成25年4月の永福南小、永福小学校の統合に向けて、永福小の体育館、プール棟建設工事と既存校舎の改修工事に係る建設費を計上してございます。

次に、13ページ、「小中一貫校の施設整備」では、平成27年4月の開校に向けまして、新泉和泉地区における施設一体型小中一貫校の実施設計を進めてまいります。

次に、「井草中学校の改築」では、平成24年7月の竣工に向けまして、引き続き新校舎の建設工事を進めてまいります。

次に、14ページにまいりまして、「大宮前体育館の移転改築」では、平成25年12月の竣工に向けて、引き続き旧荻窪小学校用地にて建設工事を進めてまいります。

「妙正寺体育館の改築」では、改築のための調査・測量、基本設計に係る経費を計上してございます。

次に、主な既定事業につきましてご説明をいたします。

15ページをご覧ください。

まず、「新しい学校づくりの推進」では、現在の「小中学校適正配置基本方針」が、平成25年度が最終年度となっておりますことから、26年度以降の指針となる「新しい学校づくり推進基本方針」の策定に係る経費等を計上いたしてございます。

次に、「地域運営学校等推進」では、現在16校でございます地域運営学校に加え、新たに指定する4校の経費を含め、学校運営協議会開催経費等を計上してございます。

「特別支援教育」におきましては、東京都の特別支援教育推進計画第3次実施計画における、「すべての小中学校に設置する特別支援教室」について検討を進めるとともに、情緒障害学級の充実といたしまして、小学校の通級指導教室を1学級増設いたします。

16ページにまいりまして、「情報教育の推進」では、災害時等において学校と保護者が危機管理情報を共有するため、インターネット網を利用した「災害時緊急メール網」を整備いたします。

次に、「教育相談等運営」では、学齢期において継続した発達支援を受けられる

体制の整備や、小学生対象の適応指導教室開設等に係る経費を計上してございます。

次に、17ページ、「学校教育への支援」でございしますが、区内在住の中学生を対象としまして、「小笠原自然体験交流事業」を開始いたします。

次に、「学校支援教職員」では、3款 生活経済費の「緊急雇用創出事業」とあわせて、学校司書の配置を、現在44校ございしますが、小中学校全校に拡大し、学習情報センターとしての機能充実を図ってまいります。

「小学校の健康管理」では、健康課題を持つ児童の健康改善を支援するため、小児生活習慣病予防健診を拡充するとともに、親子健康教室を立ち上げ、児童が様々な場面で継続的に支援を受けられるように取り組んでまいります。

次に、18ページ、「中学校の移動教室」では、今年度、大震災の影響で中止をいたしました中学1年生を対象にしました宿泊学習行事でございします「フレンドシップスクール」を17校で実施する経費を計上してございます。

次に、「就学前教育」では、家庭教育を含めたゼロ歳から就学前までの児童の発達段階に応じた幼児教育・保育を総合的に推進するため、「（仮称）就学前教育振興ビジョン」を策定するとともに、「（仮称）幼保小連携カリキュラム」の作成をいたします。

最後に、20ページでございしますが、「生涯スポーツ振興事業」ですが、区制施行80周年記念事業としまして、今年度、交流を深めました台湾台北市、桃園県、南相馬市の他、交流自治体である韓国瑞草区等の中学生との親善野球大会を実施しまして、健全なスポーツ精神を培うとともに、異文化理解・国際理解を深める契機といたしたいと存じます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございしましょうか。

對馬委員 いいですか。

委員長 はい、どうぞ。

對馬委員 私、幼保小連携というのは、幼稚園と保育園と小学校かと思っていたんですが、幼児教育と保育と小学校ということですか。今のご説明だと、そういう風におっしゃったんで。だから、幼稚園が子供園になると、この連携の名前も変わるのかなと思ったら、変わらないもので、ちょっと今のところそういうことなのかなと思って。

特命事項担当副参事 この幼保小連携の幼の中には、幼稚園と子供園が含まれている

ということです。

對馬委員 幼稚園が全て子供園になっても、この幼は幼のままなんですね。

特命事項担当副参事 おっしゃるとおりです。

對馬委員 わかりました。

それともう一つ、来年度、中学校の教科書が全面的に変わりますので、学校図書費をきちっと確保していただきたいと思っております。

庶務課長 はい。一応、今、学校運営標準ということで、各学校に配当しているんですけども、これにプラスして各学校ごとに10万円の今、上乘せの予算を組んでいます。今年度、もう少し上乘せを要求したんですが、残念ながら財政難ということで見送られました。またチャレンジしてまいりたいと思います。

對馬委員 それは全校ということですか。小中全校ということですか。

庶務課長 そうです。

委員長 他にございますか。

どうぞ。

田中委員 No. 6の「中学校部活動支援事業」が、予算額が0になっているんですけども、それはどういうことなんでしょうか。9ページで、上からNo. 6の「中学校部活動支援事業」が一般財源0になってマイナスになっていますけれども。これは、今年度は支援事業としては0ということなんでしょうか。前年度はついていて。

對馬委員 これになったんじゃない。学校支援の中の中学校部活動支援というのがあるところに移ったのかなと。15ページの……。

田中委員 そっちに移動ということですね。

對馬委員 予算的には確保されているということで。

田中委員 良いわけですね。

教育改革推進課長 そうです。

田中委員 増減は特にないという。

庶務課長 予算を組む事業を移したということで、この事業については網かけになっていますので、皆減ということになります。

田中委員 そういうことなんですね。

庶務課長 はい。

委員長 他に何かございませんか。

私、12ページ、いいでしょうか。投資事業というくくりになっておりまして、私

はこういうのが投資事業とくくられているというのは初めて気がつきまして、誠に不勉強で申し訳ございません。高井戸第二小学校の改築、これが大体、大きな改築としては最後ですか。予算で計上されるのは。

学校適正配置担当課長 はい。高井戸第二小学校は耐震改築ということでは最後ということになります。

委員長 それでは、他にございませんでしょうか。たくさん項目がありますので、全部、目を通すのにはちょっと時間がかかると思うんですが、またいろんなところで、ビジョンの中でも討議をする時間があると思います。特に現在、ご異議がなければ、このまま可決したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、以上で予定された日程は、全て終了いたしました。

庶務課長、他に何かご連絡。

庶務課長 特段ございません。

委員長 それでは、これで本日の臨時会を閉じます。

どうもありがとうございました。